第4 区画貫通及び耐火性能

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。ただし、必要不可欠な配管等であって、共住区画を貫通する配管等及び当該貫通部(床を貫通する配管等については、住戸等と地下ピット部分を除く。この章において同じ。)について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合は、貫通が認められる。

また、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が、区画貫通告示及び次による場合は、位置・構造告示第3第3号(4)の規定に適合するものとして認めて差し支えない。

1 配管等の用途

配管等の用途は、位置・構造告示第 3 第 3 号(4) / に定めるもののほか、次に掲げるもの又はこれらに類するものであること。

(1) 通信線

- (2) 燃料供給配管 (次の(ア)から(ウ)までに適合するものに限る。)
 - ア 配管の用途は、特定共同住宅等の住戸等に設ける燃焼機器に灯油又は重油を供給するものであること。
 - イ 配管は、JIS H3300 (銅及び銅合金の継目無管)を含むものであること。
 - ウ 配管及び燃料供給施設が「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(平成 15 年 8 月 6 日付け消防危第 81 号)に適合するものであること。

2 配管等の種類

共住区画を貫通する配管等は、第3章第2政令8条に規定する区画等の取扱い2(1)を準用する。

3 耐火性能を有する範囲

配管等が、共住区画を貫通する場合は、これらの配管等の構造は、次のいずれかに適合しなければならない。

- (1) 配管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に $1 \, \text{m}$ 以内の距離にある部分を第 $2 \, \text{に掲げる}$ 配管等とすること。ただし、貫通部から $1 \, \text{m}$ 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。(第 $4 1 \, \text{図}$ 参照)
 - ア 衛生機器の材質は、不燃材料とすること。
 - イ 排水管と衛生機器の接続部に塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等を用いる場合には、これらは 不燃材料の衛生機器と床材で覆うこと。
- (2) 配管等の外径は、当該配管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満とすること。 (第4-1表参照)

第4-1表

給水管の用途	覆いの有無	材質	配管等の外径	配管等の肉厚
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90 mm	5.5 mm以上
			115 mm	6.6 mm以上
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90 mm	5.5 mm以上
排水管(雨水管含 む。)及び排水管に 付属する通気管	覆いの無い場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	61 mm	4.1 mm以上
			90 mm	5.5 mm以上
			90 mm	6.6 mm以上
	厚さ 0.5 mm以上の 鉄板で覆われてい る場合		90 mm	5.5 mm以上
			115 mm	6.6 mm以上
			115 mm	7.0 mm以上

- 備考 1 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件(平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1422 号)の一部抜粋
 - 2 共住区画を貫通する配管等は、通常の火災の火熱に1時間耐える性能を有する必要があること。
 - 3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

(3) 区画貫通告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有するものとして認められるものであること。(第4-2図参照)

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会((一財)日本消防設備安全センターに設置される委員会)において性能評定されたものを、当該評定条件に基づき施工するものであること。▲ ただし、建基令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ハに適合する国土交通大臣の認定を受けたもの(防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 60 分間防火区 画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものに限る。)で、次によるものは、性能評定されたものと同等のものとして取り扱う。

- ア 国土交通大臣の認可を受けた指定性能評価機関が行った区画貫通告示に適合していると認められる資料 (この項において「耐火性能試験成績書」という。)を建築確認申請書に添付し、又は消防本部に提出すること。
- イ 耐火性能試験成績書には、区画貫通告示第3各号に掲げる耐火性能試験を実施した内容が容易に判断できる資料及び同試験を実施した結果の合否が判断できる資料を添付すること。

4 配管等の設置

床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、位置・構造告示第3第3号(4)によるほか、次による。

- (1) 位置・構造告示第3第3号(4)口及びハの規定については、**第4-3図**の例による。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。
- (2) 位置・構造告示第3第3号(4)二の規定については、第4-4図の例による。

5 配管等の貫通部の処理

位置・構造告示3第3号(4)ホ(イ)後段に規定する配管等の貫通部の処理は、第3章第2政令8条に規定する区画等の取扱い第2(7)を準用する。

6 可燃物への着火防止措置

位置・構造告示第3第3号(4)へただし書きに規定する「配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」の取扱いは、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取扱い第2(8)を準用する。

7 配管等の保温

配管等を保温する場合は、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取扱い第2(9)を準用する。

8 配管等の接続

配管等を第4(1)の範囲において接続する場合は、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取扱い第2(10)を準用する。

9 配管等の支持

配管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

10 乾式壁(中空壁)の貫通部の処理

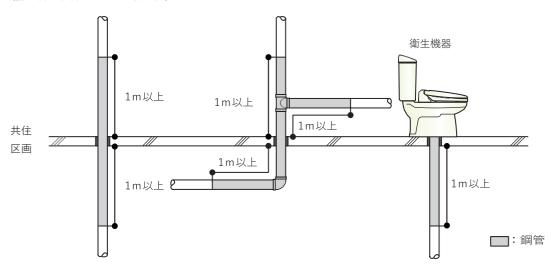
乾式壁(中空壁)の部分にスイッチ、コンセントその他これらに類するもの(この項において「スイッチ等」という。)を設置する場合は、次の(1)又は(2)のいずれかによること。

- (1) 消防防災用設備機器性能評定委員会 ((一財)日本消防設備安全センターに設置) において性能評定されたものを当該評定条件に基づき施工するもの、又は第4(3)ただし書きで定める国土交通大臣の認定を受けたもの。
- (2) 建基令 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イの規定に適合し、かつ、次のすべての条件を満たすもの。 ア スイッチ等の配線は、不燃材料の配管内に収めること。 イ スイッチボックス、コンセントボックスその他これらに類するもの(この項において「スイッチボックス

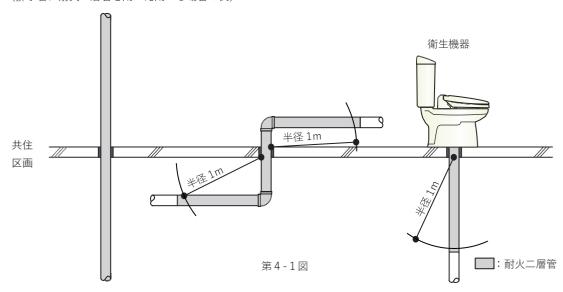
第4 区画貫通及び耐火性能

- 等」という。)は、不燃材料で造ること。
- ウ 配電管と共住区画及び配電管とスイッチボックス等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。 エ 配電管の端口は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。
- オ スイッチボックス等が、当該共住区画の両側に対面する位置に当該共住区画を欠き込んで設けられていないこと。

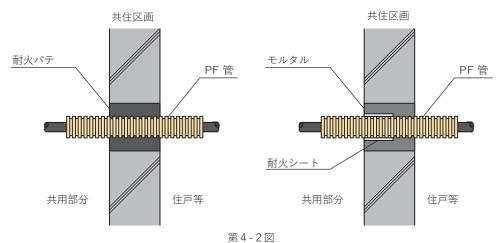
(排水管に鋼管を用いた場合の例)

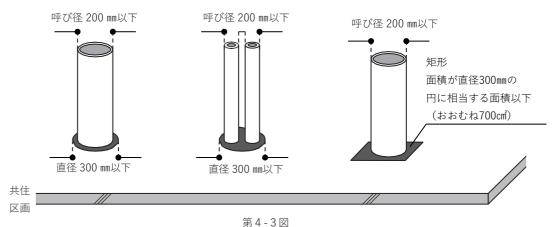


(排水管に耐火二層管を用いた用いる場合の例)



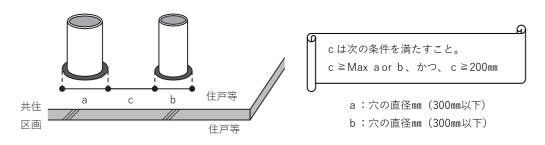
(配電管に合成樹脂製可とう電線管を用いる場合の例)



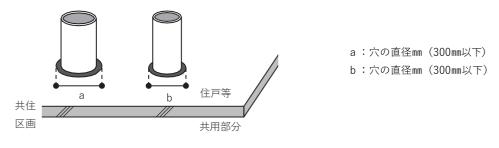


-

(住戸等と住戸等の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



(住戸等と共用部分の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



第4-4図